

# 公共施設等の適正管理の推進について

- 1 . 公共施設等適正管理推進事業債について…………… 1
- 2 . 公共施設等総合管理計画の見直し・充実について…………… 11

平成 3 1 年 1 月 2 5 日

総務省自治財政局

調整課 ・ 地方債課 ・ 財務調査課

# 公共施設等の適正管理の推進

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充(橋梁、都市公園施設等)

【地方債計画額 H29 : 3, 150億円 → H30 : 4, 320億円 → H31 : 4, 320億円】

## 公共施設等適正管理推進事業債

期間:平成29年度から平成33年度まで(⑥は平成32年度まで(ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる))

### ① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 〈充当率等〉充当率 : 90%、交付税措置率 : 50%

### ② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

【社会基盤施設(道路(舗装、小規模構造物、橋梁等)、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定の規模以下等の事業)

〈充当率等〉充当率 : 90%、交付税措置率 : 30%(財政力に応じて30~50%(注))

※下線部分を平成31年度から拡充

### ③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率 : 90%、交付税措置率 : 30%(財政力に応じて30~50%)

### ④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率 : 90%、交付税措置率 : 30%(財政力に応じて30~50%)

### ⑤ ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率 : 90%、交付税措置率 : 30%(財政力に応じて30~50%(注))

### ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率 : 90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率 : 30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

### ⑦ 除却事業

充当率 : 90%

(注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定

※①~⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

# 公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率について

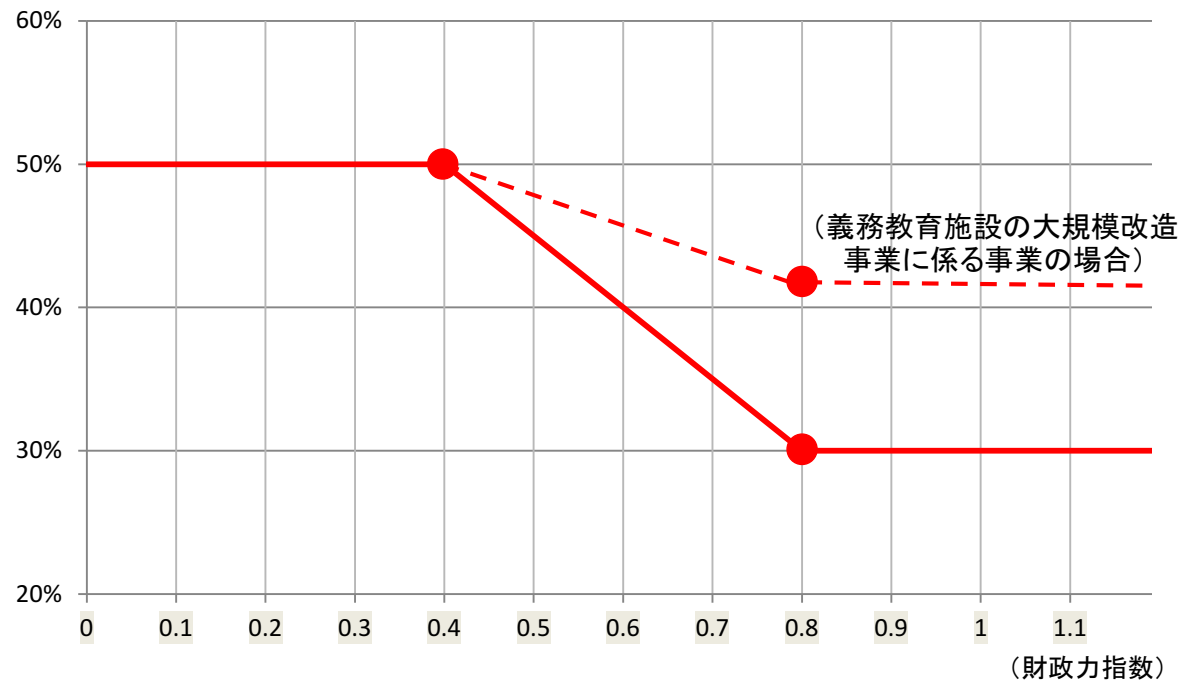
- 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）のうち
- ・ 転用事業 ・ 長寿命化事業 ・ 立地適正化事業 ・ ユニバーサルデザイン化事業
- に係る元利償還金の普通交付税の措置率について、平成30年度同意等分より、現在の一律30%から拡充し、財政力に応じて30～50%とする。

## 財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0.8以上	30%
0.4以上 0.8未満	財政力に応じて 30～50%（※）
0.4未満	50%

（都道府県、市区町村共通）

（交付税措置率）



※ 長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定。

# ① 集約化・複合化事業について

## 対象事業

- ① 個別施設計画に位置付けられた集約化事業又は複合化事業
- ② 全体として延床面積が減少する事業
- ③ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は、対象とならない

## 留意事項

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と庁舎等の対象外施設を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。  
(共用部分がある場合、当該部分については面積按分等)
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に統合前の施設以外の機能を有した施設を新たに併設する場合においては、統合前の種類の公共施設を整備する部分に限り対象となる。

## 充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の50%を基準財政需要額へ算入

期間:平成29年度～平成33年度

## ②-1 公共用の建築物の長寿命化事業について

### 対象事業

- ① 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業
- ② 法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業  
(施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。)
- ③ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等の改修事業は、対象とならない

### 留意事項

- ・ 法定耐用年数を超える使用目標年数まで使用するために必要な対策として、個別施設計画に位置付けられていること。
- ・ 個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として法定耐用年数を超える使用目標年数が定められていること。
- ・ 改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。  
(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

### 充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率: 事業費の90%

交付税措置: 元利償還金の30%を基準財政需要額へ算入(財政力に応じて30%~50%)

期間: 平成29年度~平成33年度

## ②-2 社会基盤施設の長寿命化事業について

<対象を追加>

社会基盤施設の長寿命化事業に係る平成31年度の対象事業は以下のとおり(下線部分について拡充・明確化)。

### 対象事業

対象施設	事業内容
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>舗装の表層の改修事業(切削、オーバーレイ、路上再生等)(簡易アスファルト舗装(全層を対象)を含む)</li> <li>小規模構造物(道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備(取水ポンプ、排水ポンプ、消融雪装置、排水設備等)、小型擁壁、カルバート(大型を除く)等)の改修事業</li> <li>法面・斜面の小規模対策工(落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工(表面排水工、地下排水工)、落石防止網、土留め工等)</li> <li>橋梁の改修事業</li> </ul>
河川管理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>護岸・堤防の改修事業</li> <li>排水機場、水門、樋門・樋管、ダム周辺設備等の改修事業</li> </ul>
砂防関係施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の改修事業</li> </ul>
海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防、水門・陸閘等の改修事業</li> </ul>
港湾施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設の改修事業</li> </ul>
都市公園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法上国庫補助事業の対象とされている公園施設の改修事業</li> </ul>
治山施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設及び山林施設災害復旧事業又は山林施設災害関連事業により整備された施設の改修事業</li> </ul>
林道	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁、トンネル、舗装、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策工等の改修事業</li> </ul>
漁港施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設(道路及び橋に限る。)、漁港施設用地(用地護岸及び人工地盤に限る。)、漁港浄化施設の改修事業</li> </ul>
農業水利施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>水路、機場、ため池等の改修事業</li> </ul>
農道	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁、トンネル、舗装、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策工等の改修事業</li> </ul>
地すべり防止施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>地すべり防止施設の改修事業</li> </ul>

### 要件

注1:適債性のある事業に限る 注2:一定規模以下等の事業が対象

- ① 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画(※)において明らかにされていること

※ 本事業債の活用にあたっては、インフラ長寿命化基本計画の内容を踏まえ、対象施設に係る個別施設計画の策定が完了するまでの間について、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項が記載された同種・類似の計画をもって代えることとして差し支えない。また、当該同種・類似の計画の策定単位は、対象施設の一部の施設毎であっても差し支えない。

### 充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:90% 交付税措置率:30%(財政力に応じて最大50%まで引き上げ) 期間:平成30年度~平成33年度

### ③ 転用事業について

#### 対象事業

- ① 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業
- ② 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設等である事業は、対象とならない

#### 留意事項

- ・ 転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。  
(転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とする)
- ・ 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となる。
- ・ 転用前の施設が現に供用されていない場合も「転用事業」の対象となる。

#### 充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の30%を基準財政需要額へ算入(財政力に応じて30~50%)

期間:平成29年度~平成33年度

## ④ 立地適正化事業について

### 対象事業

① 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(\*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

(事業例) 国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

\* 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率嵩上げ等の要件等とされている国庫補助事業をいう。

② 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は、対象とならない

### 留意事項

- ・ 補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

### 充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の30%を基準財政需要額へ算入(財政力に応じて30~50%)

期間:平成29年度~平成33年度



## ⑤ ユニバーサルデザイン化事業について

### 対象事業

- ① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設等を除く)のバリアフリー改修事業(適債性のある事業に限る)
  - i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業
  - ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(施設の一部を基準に適合させる事業を含む)  
例) 車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等
- ② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業(適債性のある事業に限る)  
例) 授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

### 留意事項

- ・ 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
- ・ ① ii) 及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること。※

※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容(対象施設、実施時期、対策内容等)を記載

### 【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備  
事業費: 数十万円～数百万円(1台)



多目的トイレの整備  
事業費: 400万円程度



出入口の段差解消  
事業費: 30万円程度

### 充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率: 事業費の90%

交付税措置: 元利償還金の30%(財政力に応じて最大50%まで引上げ)を基準財政需要額へ算入

期間: 平成30年度～平成33年度

## ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業について

- 熊本地震により、業務継続が確実に行為られるためには、業務を行う場である庁舎（行政の中核拠点）が発災時においても、有効に機能しなければならないことが再認識されたところ
- 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を平成29年度に創設

### 対象事業

昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 上記以外であっても、業務継続の確保のために行う洪水浸水想定区域等からの本庁舎の移転事業は、本事業債の対象

### 要件

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

### 充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率：起債対象経費の90%以内

交付税措置：起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入

※地方債の充当残については、基金の活用が基本

期間：緊急防災・減災事業債にあわせて、平成29年度から平成32年度まで

※ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置

### 起債対象経費

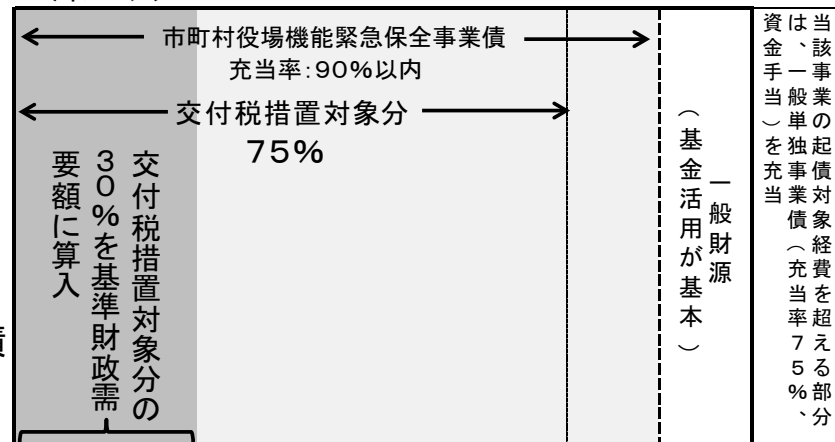
庁舎建替え事業費 × (建替前延床面積 又は 標準面積) / 新庁舎の面積

※対象面積の上限は、建替前延床面積と標準面積のいずれか大きい方の面積

※標準面積：入居職員数 × 35.3㎡

※用地費は、一般単独事業債(一般事業)による対応

<イメージ>



起債対象経費

## ⑦ 除却事業について

### 対象事業

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却  
※個別施設計画への位置付けは不要

### 留意事項

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

### 充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率：事業費の90%（平成28年度までは75%）

交付税措置：なし（資金手当）

期間：平成29年度から平成33年度まで

<参考> 地方財政法（昭和23年法律第109号）

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

# 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

## 背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定（平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請） ※平成26～28年度の3年間で策定

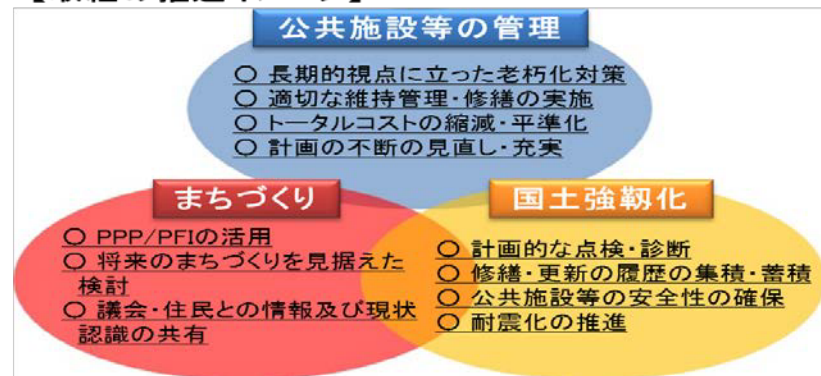
## ＜公共施設等総合管理計画の内容＞

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

## ＜公共施設等総合管理計画の策定状況＞

平成30年9月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.7%の団体において策定が完了。

## 【取組の推進イメージ】



個別施設計画の策定（「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定） ※平成32年度までに策定

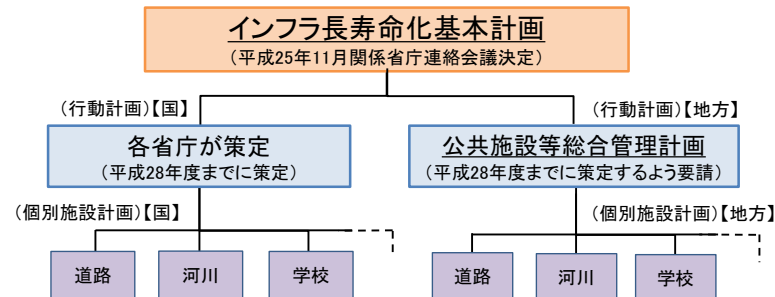
## ＜個別施設計画の内容＞

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

## 【インフラ長寿命化計画の体系】



# 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式（10年間の例）

## 【経費の見込みの記載について】

- (1) 総合管理計画の初年度を起点とした10年間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該10年間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。
- (2) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ごとの見込み額を記載すること。
- (3) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）見込みも記載すること。
- (4) 普通会計と公営事業会計のそれぞれの区分ごとに、充当可能な財源の見込み（地方債、基金等の充当額の見込み、充当の考え方等）を記載すること。
- (5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。
- (6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。

【平成〇年度から10年間】

## 今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去〇年平均)
普通会計	建築物(a)								
	インフラ施設(b)								
	計(a+b)								
公営事業会計	建築物(c)								
	インフラ施設(d)								
	計(c+d)								
建築物計(a+c)									
インフラ施設計(b+d)									
合計(a+b+c+d)									

## 【備考】

- ※ 建築物: 学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設: 道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕: 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修: 公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等: 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

# 主な個別施設計画の策定状況

平成30年12月25日 インフラ老朽化対策の推進に関する  
関係省庁連絡会議第7回幹事会資料(抜粋)

分野	対象施設	計画策定率	(参考)平成29年4月1日時点 計画策定率
警察施設	庁舎等	44%	38%
消防関係施設	消防庁舎	31%	22%
学校施設	公立学校施設	7%	4%
社会教育施設	社会教育施設(社会体育施設及び文化会館等を除く。)	11%	8%
水道分野	上水道施設	75%	73%
医療分野	病院	10%	0%
福祉分野	児童福祉施設等	23%	17%
農業水利施設	ダム、調整池、ため池、頭首工、水路、用排水機場、施設機械等	69%	62%
農道	橋梁(橋長15m以上)及びトンネル	36%	13%
農業集落排水施設	管路施設、処理施設	42%	36%
地すべり防止施設	抑止工、抑制工	21%	8%
治山	保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等	60%	37%
林道	橋梁(橋長4m以上)、トンネル及びその他重要な施設	33%	22%
漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設	80%	70%
漁場の施設	増殖場、養殖場	75%	53%
漁業集落環境施設	漁場集落排水施設	18%	14%
工業用水	工業用水道事業	39%	31%
道路	橋梁(橋長2m以上)	73%	65%
河川・ダム	主要な河川構造物	91%	88%
砂防	砂防設備(砂防堰堤、床固工等)、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	89%	80%
海岸	堤防・護岸・胸壁等	46%	24%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	70%	43%
港湾	外郭施設	66%	63%
公園	都市公園	93%	90%
住宅	公営住宅	89%	89%
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	42%	8%
地方公共団体庁舎	地方公共団体庁舎	14%	8%

(注) ・ 計画策定率については、分野により、地方公共団体所有でない施設が含まれているものもある。  
・ 策定状況は、平成30年4月1日時点(ただし、道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、公園、住宅は平成30年3月31日時点)。

# 公共施設等総合管理計画におけるPDCAサイクルのイメージ

## 公共施設等総合管理計画

平成28年度までに策定  
個別施設計画等の進捗に伴って充実、改訂

### 総合管理計画策定の目的

- ・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化
- ・公共施設等の最適配置の実現

### ○ 公共施設等の現況及び将来の見通し

#### 中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み

既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)経費見込み

個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

対策による効果額

平成33年度までに記載

比較

充当可能な財源の見込み

### ○ 公共施設等の管理の基本的な方針

- 計画期間
- 全庁的な取組体制等
- 公共施設等の管理の基本的な考え方
  - ① 点検・診断の実施方針
  - ② 維持管理・更新等の実施方針
  - ③ 安全確保の実施方針
  - ④ 耐震化の実施方針
- PDCAサイクルの推進方針

#### 数値目標の設定

- ・公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標
- ・トータルコストの縮減・平準化に関する目標

- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦ 統合や廃止の推進方針
- ⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

PDCA  
サイクル

平成32年度までに策定完了

個別施設計画 A

個別施設計画 B

個別施設計画 C

個別施設計画 D

# 公共施設等総合管理計画の比較可能な形での「見える化」

○ 公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等について、平成29年度末時点において策定されている全団体をとりまとめ、以下のように一覧にしたものを総務省HPで公表（URL：<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）。

（公表項目のうち一部項目を抜粋）

※赤字は充実部分

団体名等		公共施設等総合管理計画記載事項																	
都道府県名	市区町村名	策定年度 (改訂年度)	計画期間		施設保有量	維持管理・更新等にかかる経費			①公共施設の数 ②延床面積等に関する目標 ③トータルコストの削減 ④平準化等に関する目標	総合管理計画の推進体制	PDCAサイクルの推進方針								
			年度	区分		数	内容	現在要している経費			将来にわたる経費の見込み		内容	数値目標				推進方針	サイクル期間
											期間及び経費の見込み	対策を反映した見込み		①	②	③	④		
〇〇県	□□市	平成27年度	11年	20年	【公共施設】 約70.0万㎡ 【インフラ】 道路: 700km 橋りょう: 3.5km 上水: 450km 下水: 400km など	直近5年平均 で15億円 (公共施設5 億円、インフラ 10億円)	計画期間の年平均 で約35億円 (公共施設12億、 インフラ23億)	計画期間の年平均 で約23億円 (公共施設8億円、 インフラ15億円)	【基本目標】 計画的な維持管理・ 更新に取組み、 財政負担の軽減・ 平準化を図る  ※数値目標は、実 施計画で設定する	無					公共施設等の 情報を一元的 に管理・集約 する部署として、 公共施設 活用課を新た に設置。	進捗状況を 管理・集約 する担当課 と施設所管 課で、定期 的に意見交 換し、PDCA サイクルに 基づき改善。	3年		
〇〇県	△△市	平成27年度	11年	20年	【公共建築物】 約72.0万㎡ 【インフラ系】 道路: 1,400km 橋りょう: 7.0km 上水: 900km 下水: 800km など	平成27年度 決算額で60億 円	今後20年間の総 額で約2,000億円	今後20年間の総 額で約1,800億円	【ハコモノ施設】 ②40年間で延床面 積の20%を削減 ・長寿命化・安全 の確保 ・集約化・複合化に よる適正配置 【インフラ施設】 ・維持管理費用の 削減 ・長寿命化・安全 の確保	有	無	有	無	無	財産活用課に て、個別施設 計画の進捗状 況等を集約。 公共施設マネ ジメント推進 会議やWGにお いて、具体的 な取組等に向 けた検討を進 める。	有識者会議 等からの提 言も踏まえ、 総合管理計 画で設定し た数値目標 に照らして取 組みを評価 する。	概ね 5年		
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		

公共施設等総合管理計画本文に記載されている区分ごとにインフラの保有量を記載

※上記データは実際の地方公共団体のものではない。



# 総合管理計画に位置づけられた広域連携の取組事例

奈良県(人口134万人)、五條市(人口3.1万人)「五條合同庁舎整備事業(国・県・市集約型)」

## 取組の概要

五條市において、老朽化した市役所の建替えと周辺のまちづくりを一体的に推進するため、「県立五條高校跡地」を有効活用し、国・県の出先機関も同地に集約した五條合同庁舎を整備。

## 取組のポイント

### 五條市の取組

【五條中心市街地地区のまちづくりの推進】

まちづくりのテーマ  
「新たな中南和の玄関口の顔づくり」

- ・新庁舎建設事業
- ・賑わい空間整備事業
- ・賑わい創出事業等

### 広域連携

- ・県市まちづくり包括協定締結(H27.2)
- ・地区のまちづくり基本構想策定・基本協定締結(H28.2)
- ・個別協定締結(H29.12)→県から市へ土地売却
- ・地区のまちづくり基本計画策定(H30.1)
- ・五條合同庁舎の整備(H29-H32)等

公共施設の老朽化・耐震性への対応

### 奈良県の取組

【市町村との連携によるまちづくり】

- ・県と市町村が協働したまちづくりの取組
- ・市町村が行うまちづくり事業に係る財政支援

【公共施設の総合的管理・活用の推進】

- ・公共施設の管理適正化に向け、南部地域の県庁舎系施設の再配置を計画



## 広域連携の効果

- 点在する国・県・市の行政機能を集約した市民開放型の公共都市空間(シビックコア)を形成し、公共施設の利便性と快適性を向上させる。
- 賑わい・交流の創出と周辺地域(五條中心市街地地区)の活性化により、新たなまちの顔を創出する。
- 県域ファシリティマネジメント(公共資産の総合的管理・活用)と新たなまちづくりを実現する。